

法務省民商第15号
令和3年1月29日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

「法務局及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化の実施後の商業・法人登記事務に関する取扱要領」の一部改正について（通達）標記の取扱要領（平成24年4月27日付け法務省民商第1094号当職通達）の一部を下記のとおり改正し、本年2月15日から実施することとしたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第3 商業登記事務の取扱い</p> <p>1 印鑑提出等に関する事務</p> <p>(1) 指定登記官は、アクセス登記所において、当該アクセス登記所が属する法務局又は地方法務局の管轄区域内に主たる営業所（会社以外の商人にあっては、営業所。以下同じ。）の所在地がある会社等についての次に掲げるものに関する事務（以下「印鑑提出等に関する事務」と総称する。）も取り扱う。この場合において、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号。以下「規則」という。）第9条第1項の書面の提出を受けるアクセス登記所の旧管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等の代表者の<u>資格を証する書面</u>については、同条第5項ただし書に準じて、添付することを要しないものとして取り扱う。</p> <p>ア <u>印鑑（改印した印鑑）</u>の提出（規則第9条第</p>	<p>第3 商業登記事務の取扱い</p> <p>1 印鑑提出等に関する事務</p> <p>(1) 指定登記官は、アクセス登記所において、当該アクセス登記所が属する法務局又は地方法務局の管轄区域内に主たる営業所（会社以外の商人にあっては、営業所。以下同じ。）の所在地がある会社等についての次に掲げるものに関する事務（以下「印鑑提出等に関する事務」と総称する。）も取り扱う。この場合において、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号。以下「規則」という。）第9条第1項の書面の提出を受けるアクセス登記所の旧管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等の代表者の<u>資格を証する書面及び登記所に提出された印鑑に係る印鑑の証明書</u>については、同条第5項ただし書に準じて、添付することを要しないものとして取り扱う。</p> <p>ア <u>印鑑</u>の提出（法第20条第1項前段、規則第</p>

1項から第5項まで)であって、登記の申請と同時に提出されたもの以外のもの
[削る。]

イ 印鑑の廃止の届出(規則第9条第7項)であって、登記の申請と同時に提出されたもの以外のもの

(2) [略]

(3) (1)又は(2)により取り扱った(1)ア又はイに掲げる提出又は届出により提出された書面は、書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるもの(以下「引受配達記録郵便等」という。)により、管轄商業登記所に送付する。ただし、法務局又は地方法務局の長の定めるところにより、当該取扱いを行った登記所において保管することとして差し支えない。

2 印鑑カードに関する事務

9条第1項から第5項まで)であって、登記の申請と同時に提出されたもの以外のもの

イ 改印した印鑑の提出(法第20条第1項後段、規則第9条第1項から第5項まで)であって、登記の申請と同時に提出されたもの以外のもの

ウ 印鑑の廃止の届出(規則第9条第7項)

(2) [同左]

(3) (1)又は(2)により取り扱った(1)アからウまでに掲げる提出又は届出により提出された書面は、書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるもの(以下「引受配達記録郵便等」という。)により、管轄商業登記所に送付する。ただし、法務局又は地方法務局の長の定めるところにより、当該取扱いを行った登記所において保管することとして差し支えない。

2 印鑑カードに関する事務

(1) 指定登記官は、アクセス登記所において、当該アクセス登記所が属する法務局又は地方法務局の管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等についての次に掲げるものに関する事務（以下「印鑑カードに関する事務」と総称する。）も取り扱う。この場合において、後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は管財人等（規則第9条第1項第5号に規定する管財人等をいう。以下同じ。）が法人であるときにおける当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者が、当該法人の主たる営業所の所在地が旧管轄区域内にあるアクセス登記所に印鑑カードの交付を請求するときは、規則第9条の4第2項のただし書に準じて、当該後見人又は当該管財人等である法人の登記事項証明書を添付することを要しないものとして取り扱う。

[ア～エ 略]

[(2)・(3) 略]

3 電子認証に関する事務

(1) 指定登記官は、アクセス登記所において、当該アクセス登記所が属する法務局又は地方法務局の管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等についての次に掲げるものに関する事務（以下「印鑑カードに関する事務」と総称する。）も取り扱う。この場合において、後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者）又は管財人等（規則第9条第1項第5号に規定する管財人等をいう。以下同じ。）が法人であるときにおけるその職務を行うべき者として指名された者が、当該法人の主たる営業所の所在地が旧管轄区域内にあるアクセス登記所に印鑑カードの交付を請求するときは、規則第9条の4第2項のただし書に準じて、当該後見人又は当該管財人等である法人の登記事項証明書を添付することを要しないものとして取り扱う。

[ア～エ 同左]

[(2)・(3) 同左]

3 電子認証に関する事務

(1) 指定登記官は、アクセス登記所において、当該アクセス登記所が属する法務局又は地方法務局の管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等についての次に掲げるものに関する事務（法第12条の2第5項の法務大臣の指定する登記所が行う事務を除く。以下「電子認証に関する事務」と総称する。）も取り扱う。この場合には、登記情報システムの申請情報入力画面における備考欄に当該取扱いを行ったアクセス登記所名を記録する。

ア 電子証明書の発行の請求（法第12条の2第1項，第3項）であって，規則第101条第1項第3号の規定により請求されたもの以外のもの

[イ～オ 略]

(2) [略]

(3) (1)又は(2)により取り扱った(1)アからオまでに掲げる請求等に係る申請書類は、引受配達記録郵便等により、管轄商業登記所に送付する。ただし，法務局又は地方法務局の長の定めるところによ

(1) 指定登記官は、アクセス登記所において、当該アクセス登記所が属する法務局又は地方法務局の管轄区域内に主たる営業所の所在地がある会社等についての次に掲げるものに関する事務（法第12条の2第5項の法務大臣の指定する登記所が行う事務を除く。以下「電子認証に関する事務」と総称する。）も取り扱う。この場合には、登記情報システムの申請情報入力画面における備考欄に当該取扱いを行ったアクセス登記所名を記録する。

ア 電子証明書の発行の請求（法第12条の2第1項，第3項）

[イ～オ 同左]

(2) [同左]

(3) (1)又は(2)により取り扱った(1)アからオまでに掲げる請求等に係る申請書類は、引受配達記録郵便等により、管轄商業登記所に送付する。なお，管轄商業登記所以外の登記所に電子証明書の再発

り，当該取扱いを行った登記所において保管することとして差し支えない。

行の請求があった場合には，請求を受けた登記所においては，受付処理及び本人確認（登記情報システムにおける申請情報入力及び印鑑の照合）までを行った上で，ファクシミリ又は法務局通信ネットワーク（以下「ファクシミリ等」という。）により，申請書類の写し又はPDF化した電子ファイル（以下「写し等」という。）を管轄商業登記所に送信し，その送信を受けた管轄商業登記所においては，保存されている電磁的記録を用いて，電子証明書の再発行を行った後，当該請求を受けた登記所に手続きが終了した旨を連絡する。再発行された電子証明書に係る申請人への告知については，当該請求を受けた登記所において，電子証明書発行確認票を出力し申請人に交付して行う。

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。